

# 今を未来に

## 『いじめは絶対に許さない』・11月はいじめ防止強化月間

『いじめ』は子どもの教育を受ける権利を侵害し、かけがえのない命までも危険にさらす決して許すことのできない行為です。そして、『いじめを絶対に許さない』という思いは、私たち教職員や児童、保護者、そして地域の共通な思いです。

『いじめ』は、いじめを受けた児童はもちろん、いじめをした児童をも不幸にしまいます。そんな不幸な児童をうまないために、保々小学校では、『いじめ防止対策推進法』及び『三重県いじめ防止基本方針』等を踏まえ、『保々小学校いじめ防止基本方針』を策定し、この基本方針に基づいて取り組みを進めています。

本年度は、道徳や人権学習以外にも、各学年やクラスの人権課題を話し合い、学年集会や学級会等で取り上げて、お互いに語り合う取り組みを進めています。これらの、話し合いの中で生まれたそれぞれの気づきや発見を、12月16日(月)に開催される保々中学校区人権フォーラムの中でも広げていきたいと考えています。

本校では、いじめの未然防止と早期発見の取り組みとして、児童との日常の対話や観察、クラスでの話し合い活動等の様子から児童の実態をとらえようとしています。

さらに毎学期ごとの『いじめ調査』、年2回実施の『学級満足度調査(Q-U)調査』に基づいた児童との面談や、教育相談を実施しています。

しかし、いじめ根絶に向かうには、これら学校での取り組みだけでは、不十分です。いじめから児童をまもるためには、学校・家庭(保護者)・地域が連携し、社会全体で取り組む必要があります。

11月は『いじめ防止強化月間』でもあります。ご家庭や地域において、気になることがありましたら、学校までご相談ください。

最近のいじめは、教職員の目の届かないところで起こるケースが多く、発覚した時には事態が悪化している場合が多いようです。

そのためにも、少しでも多くの大人が目を光らせ、『いじめ』の早期発見、早期解決に向けて学校と連携を深めながら『いじめ防止』の取り組みを進めていきたいと考えています。

### 【知っていますか? 三重県いじめ防止条例】

三重県では、平成30年4月1日に『三重県いじめ防止条例』を制定しました。このような条例を制定している県はまだ少ないようですが、いじめから子どもを守るため、学校や家庭、地域の皆さんとともに、いじめの防止に向けて社会全体で取り組んでいくための条例です。

保護者や地域の皆さんも、この条例の趣旨をご理解いただき、学校と共にいじめ根絶に向けて子どもの見守りや、情報の共有を図りながら連携して、いろいろな取り組みを進めていきたいと思っています。